



二度と、海外派兵を
させないために～☆

だれの 子どもも殺し、殺させない



すべての人の平和を願い
戦争をしない・軍隊を持たない

こんな憲法9条を世界の宝に ピース9の会

自衛隊の南スーダン派遣と 憲法9条

—戦争に子をとられる母の思いと主権者の責任—

昨年7月以降、政府と反政府勢力の間で「激しい戦闘」（陸上自衛隊の日報）が行われている南スーダンに派遣されている陸上自衛隊について、政府は「区切り」がついたとして、5月末に撤収することを決めました。政府内では昨年9月から撤収の検討を始めたとされていますが、直ちに撤収せず、逆に11月からはいっそう危険な「駆け付け警護」の任務を付与しました。自衛隊員を危険にさらしてまで安保法制の具体化を図らなければならなかったのでしょうか。

一刻も早く南スーダンからの撤収を図り、また、新たな自衛隊のPKO派遣を許さないために、南スーダンへの自衛隊派遣の中止を求め裁判をすすめている佐藤博文弁護士に自衛隊PKOと憲法9条との関連などについてお話しいただき、また、裁判の原告である平和子さんに裁判にかける思いを語っていただきます。



講師：佐藤 博文 弁護士

1954年北海道十勝生まれ。

1988年弁護士登録。

自衛隊イラク派兵差止・北海道訴訟事務局長。同・全国弁護士連絡協議会事務局長。2008年名古屋高裁で自衛隊のイラク派遣に対する違憲判決を勝ち取る。航空自衛隊女性自衛官セクハラ訴訟、徒手格闘訓練死訴訟など自衛隊員・家族の人権裁判を数多く取り組む。「自衛官の人権弁護団・北海道」団長。南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団長。そのほかTPP反対弁護士ネットワーク、道内の大学事件弁護団など幅広く活動している。北海道弁護士会連合会憲法委員会事務局長。

4/22日(土)

13:30~15:30

カトリック月寒教会

(白石区栄通2丁目11-16)

主催：ピース9の会月寒

協賛：ピース9の会(はまなす・はまなすの実・し・ななかまど、ていね、このっぼろ、北広島、白百合グループ、パウロ大麻、マタイ円山、札幌ACO、札幌地区CWA)、札幌働く人の家、カトリック札幌地区正義と平和協議会